

## <報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和5年2月10日

### 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の防疫措置の完了について (千葉県発生〔国内75例目〕に係る疫学関連農場)

2月10日(金曜日)に千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生に関連して確認された、県内の家きん農場の疑似患畜の防疫措置が以下のとおり完了しました。

#### 1 疑似患畜が確認された農場

##### (1) 農場1

- ア 所在地 熊谷市
- イ 飼養羽数 約1,400羽(あひる)
- ウ 殺処分羽数 372羽(疑似患畜)

##### (2) 農場2

- ア 所在地 春日部市
- イ 飼養羽数 約6,900羽(あひる)
- ウ 殺処分羽数 285羽(疑似患畜)

#### 2 防疫措置の経過

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| 2月10日 8時00分 | 疑似患畜確定・殺処分開始                        |
| 8時15分       | 殺処分終了                               |
| 10時40分      | 殺処分した家きん・汚染物品(畜舎内の飼料等)の処理および農場の消毒完了 |

#### 3 作業従事者数

県職員8人

#### 4 県の対応

- (1) 上記2農場については、農場の防疫措置完了から14日経過した後に実施する検査により高病原性鳥インフルエンザの陰性を確認するまでの間、飼養家きん等の移動を制限するとともに、毎日、死亡羽数などの報告を求めます。
- (2) 疑似患畜が確認された上記2農場は高病原性鳥インフルエンザの発生農場ではないことから、移動制限区域および搬出制限区域は設定していません。また、消毒ポイントも設置していません。

#### 5 その他

我が国の現状においては、家きんの肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。